答 弁 第 二 五 九 号平成二十六年六月二十七日受領

内閣衆質一八六第二五九号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関す

る第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に

関する第三回質問に対する答弁書

一、二及び四について

お尋ねについては、 先の答弁書(平成二十六年六月六日内閣衆質一八六第一八七号。以下「前々回答弁

書」という。)二及び七について及び先の答弁書(平成二十六年六月十七日内閣衆質一八六第二〇五号。

以下 「前回答弁書」という。)一についてでお答えしたとおりである。

三について

前々回答弁書三及び四についてにおいては、 お尋ねの 「軍隊等の武力組織」 の定義が必ずしも明らかで

はなく、 一概にお答えできなかったところ、前回答弁書五についてにおいては、 お尋ねの中の 「軍隊等の

武力組織」 に係る例示を踏まえ、お答えしたものであり、 「不誠実な対応」との御指摘は当たらないと考

えている。

五について

お尋ねについては、 前回答弁書九についてでお答えしたとおりである。